森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（法面工）試行実施要領
第３　ＩＣＴ活用工事実施の措置
１　工事成績評定における措置

	改　正　後	改　正　後
誤	１　工事成績評定における措置 ＩＣＴを活用した場合、発注方式に関わらず、工事成績評定で評価するものとする。 なお、工事目的物である法面工においてＩＣＴ施工技術の活用を採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象としない。また、以下の（１）及び（２）を標準として減点を行うものとする。 ※ただし、以下についてはＩＣＴ活用工事として評価し、未履行の減点対象としない。 １）起工測量において、前工事及び設計段階での３次元納品データが活用できる場合等の管理断面及び変化点の計測による測量。 ２）出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる、及び降雪・積雪等によって面管理が実施できない等の理由により、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を実施した場合。 なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 （１）発注者指定型 受注者の責によりＩＣＴ活用施工（第１の２のうち発注者が指定したもの全て）が実施されない場合は、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。 （２）受注者希望型 工事契約後の受注者からの希望によりＩＣＴ活用工事（第１の２のうち受注者が希望したもの全て）を行うため、受注者が希望したものが実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。 ※ＩＣＴ活用工事として発注していない工事等において、受注者が施工承諾によりＩＣＴを活用する場合は、工事成績評定の対象とする。その際、監督職員が認める場合は、上記１）～２）についても加点対象とする。	（新設）

	改　正　後	改　正　後
正	１　工事成績評定における措置 ＩＣＴを活用した場合、発注方式に関わらず、工事成績評定で評価するものとする。 なお、工事目的物である法面工においてＩＣＴ施工技術の活用を採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象としない。また、以下の（１）及び（２）を標準として減点を行うものとする。 ※ただし、以下についてはＩＣＴ活用工事として評価し、未履行の減点対象としない。 １）起工測量において、管理断面及び変化点の計測による測量により効果的な確認ができる場合等の管理断面及び変化点の計測による測量。 ２）出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる、及び降雪・積雪等によって面管理が実施できない等の理由により、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を実施した場合。 なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 （１）発注者指定型 受注者の責によりＩＣＴ活用施工（第１の２のうち発注者が指定したもの全て）が実施されない場合は、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。 （２）受注者希望型 工事契約後の受注者からの希望によりＩＣＴ活用工事（第１の２のうち受注者が希望したもの全て）を行うため、受注者が希望したものが実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。 ※ＩＣＴ活用工事として発注していない工事等において、受注者が施工承諾によりＩＣＴを活用する場合は、工事成績評定の対象とする。その際、監督職員が認める場合は、上記１）～２）についても加点対象とする。	（新設）

森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（擁壁工）試行実施要領
第３　ＩＣＴ活用工事実施の措置
１　工事成績評定における措置

	改　正　後	改　正　後
誤	１　工事成績評定における措置 ＩＣＴを活用した場合、発注方式に関わらず、工事成績評定で評価するものとする。 なお、工事目的物である擁壁工においてＩＣＴ施工技術の活用を採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象としない。また、以下の（１）及び（２）を標準として減点を行うものとする。 ※ただし、以下についてはＩＣＴ活用工事として評価し、未履行の減点対象としない。 １）起工測量において、前工事及び設計段階での３次元納品データが活用できる場合等の管理断面及び変化点の計測による測量。 （１）発注者指定型 受注者の責によりＩＣＴ活用施工（第１の２のうち発注者が指定したもの全て）が実施されない場合は、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。 （２）受注者希望型 工事契約後の受注者からの希望によりＩＣＴ活用工事（第１の２のうち受注者が希望したもの全て）を行うため、受注者が希望したものが実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。 ※ＩＣＴ活用工事として発注していない工事等において、受注者が施工承諾によりＩＣＴを活用する場合は、工事成績評定の対象とする。その際、監督職員が認める場合は、上記１）についても加点対象とする。	（新設）

	改　正　後	改　正　後
正	１　工事成績評定における措置 ＩＣＴを活用した場合、発注方式に関わらず、工事成績評定で評価するものとする。 なお、工事目的物である擁壁工においてＩＣＴ施工技術の活用を採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象としない。また、以下の（１）及び（２）を標準として減点を行うものとする。 ※ただし、以下についてはＩＣＴ活用工事として評価し、未履行の減点対象としない。 １）起工測量において、管理断面及び変化点の計測による測量により効果的な確認ができる場合等の管理断面及び変化点の計測による測量。 （１）発注者指定型 受注者の責によりＩＣＴ活用施工（第１の２のうち発注者が指定したもの全て）が実施されない場合は、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。 （２）受注者希望型 工事契約後の受注者からの希望によりＩＣＴ活用工事（第１の２のうち受注者が希望したもの全て）を行うため、受注者が希望したものが実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。 ※ＩＣＴ活用工事として発注していない工事等において、受注者が施工承諾によりＩＣＴを活用する場合は、工事成績評定の対象とする。その際、監督職員が認める場合は、上記１）についても加点対象とする。	（新設）

森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（治山ダム工）試行実施要領
第３　ＩＣＴ活用工事実施の措置
１　工事成績評定における措置

	改　正　後	改　正　後
誤	１　工事成績評定における措置 ＩＣＴを活用した場合、発注方式に関わらず、工事成績評定で評価するものとする。 なお、工事目的物である治山ダム工においてＩＣＴ施工技術の活用を採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象としない。また、以下の（１）及び（２）を標準として減点を行うものとする。 ※ただし、以下についてはＩＣＴ活用工事として評価し、未履行の減点対象としない。 １）起工測量において、前工事及び設計段階での３次元納品データが活用できる場合等の管理断面及び変化点の計測による測量。 （１）発注者指定型 受注者の責によりＩＣＴ活用工事（第１の２のうち発注者が指定したもの全て）が実施されない場合は、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。 （２）受注者希望型 工事契約後の受注者からの希望によりＩＣＴ活用工事（第１の２のうち受注者が希望したもの全て）を行うため、受注者が希望したものが実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。 ※ＩＣＴ活用工事として発注していない工事等において、受注者が施工承諾によりＩＣＴを活用する場合は、工事成績評定の対象とする。その際、監督職員が認める場合は、上記１）についても加点対象とする。	（新設）

	改　正　後	改　正　後
正	１　工事成績評定における措置 ＩＣＴを活用した場合、発注方式に関わらず、工事成績評定で評価するものとする。 なお、工事目的物である治山ダム工においてＩＣＴ施工技術の活用を採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象としない。また、以下の（１）及び（２）を標準として減点を行うものとする。 ※ただし、以下についてはＩＣＴ活用工事として評価し、未履行の減点対象としない。 １）起工測量において、管理断面及び変化点の計測による測量により効果的な確認ができる場合等の管理断面及び変化点の計測による測量。 （１）発注者指定型 受注者の責によりＩＣＴ活用工事（第１の２のうち発注者が指定したもの全て）が実施されない場合は、契約違反として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。 （２）受注者希望型 工事契約後の受注者からの希望によりＩＣＴ活用工事（第１の２のうち受注者が希望したもの全て）を行うため、受注者が希望したものが実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。 ※ＩＣＴ活用工事として発注していない工事等において、受注者が施工承諾によりＩＣＴを活用する場合は、工事成績評定の対象とする。その際、監督職員が認める場合は、上記１）についても加点対象とする。	（新設）

森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））試行積算要領

第２　機械経費

１　機械経費　・作業土工（床掘）（ＩＣＴ）

誤

改　正　後

・作業土工（床掘）（ＩＣＴ）

（適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、礫質土）とする。）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	後方超小旋回型・超低騒音型、排出ガス対策型（第２次基準値）、山積0.28㎥（平積0.2㎥）	（略）	（略）

改　正　後

・作業土工（床掘）（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	後方超小旋回型・超低騒音型、排出ガス対策型（第３次基準値）、山積0.45㎥（平積0.35㎥）	（略）	（略）

正

改　正　後

・作業土工（床掘）（ＩＣＴ）

（適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、礫質土）とする。）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	後方超小旋回型、排出ガス対策型（第２次基準値）、山積0.28㎥（平積0.2㎥）	（略）	（略）

改　正　後

・作業土工（床掘）（ＩＣＴ）

ＩＣＴ建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ（クローラ型）	後方超小旋回型・超低騒音型、排出ガス対策型（第３次基準値）、山積0.45㎥（平積0.35㎥）	（略）	（略）

森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（土工1,000㎥未満）試行積算要領
第２　機械経費
２　ＩＣＴ建設機械経費加算額
３　システム初期費（３次元ＭＣ又は３次元ＭＧ建設機械）

	改　正　後	改　正　後
誤	２　ＩＣＴ建設機械経費加算額 （１）損料加算額（３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械） ＩＣＴ建設機械経費損料加算額は、建設機械に取り付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、第２　１機械経費のうち損料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 ア　土工（ＩＣＴ）（1,000㎥未満） 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：5,470円／供用日 イ　小規模土工（ＩＣＴ） 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：5,470円／供用日 ３　システム初期費（３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械） 賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用については、ＩＣＴ建設機械経費損料加算額に含んでいる。	２　ＩＣＴ建設機械経費加算額 （１）　損料加算額 ＩＣＴ建設機械経費損料加算額は、建設機械に取り付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、第２　１機械経費のうち損料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 ・土工 1,000㎥未満（ＩＣＴ） 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：5,470円／日 ３　システム初期費 ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用など、貸出しに要する全ての費用については、ＩＣＴ建設機械経費損料加算額に含んでいる。

	改　正　後	改　正　後
正	２　ＩＣＴ建設機械経費加算額 （１）損料加算額（３次元ＭＣ又は３次元ＭＧ建設機械） ＩＣＴ建設機械経費損料加算額は、建設機械に取り付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、第２　１機械経費のうち損料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 ア　土工（ＩＣＴ）（1,000㎥未満） 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：5,470円／供用日 イ　小規模土工（ＩＣＴ） 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：5,470円／供用日 ３　システム初期費（３次元ＭＣ又は３次元ＭＧ建設機械） 賃貸業者が行う、ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用については、ＩＣＴ建設機械経費損料加算額に含んでいる。	２　ＩＣＴ建設機械経費加算額 （１）　損料加算額 ＩＣＴ建設機械経費損料加算額は、建設機械に取り付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、第２　１機械経費のうち損料にて計上するＩＣＴ建設機械に適用する。 なお、加算額は、以下のとおりとする。 ・土工 1,000㎥未満（ＩＣＴ） 対象建設機械：バックホウ 損料加算額：5,470円／日 ３　システム初期費 ＩＣＴ建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ＩＣＴ建設機械精度確認等、ＩＣＴ建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用など、貸出しに要する全ての費用については、ＩＣＴ建設機械経費損料加算額に含んでいる。

森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（治山ダム工）試行積算要領
第３　３次元起工測量及び３次元設計データの作成にかかる経費　３　費用を計上しない場合

	改　正　後	改　正　後
誤	第３　３次元起工測量及び３次元設計データの作成にかかる経費 ３次元起工測量及び３次元設計データの作成費用については、当初設計には計上しないものとする。 ただし、工事の実施に当たり、３次元起工測量及び３次元設計データの作成（修正を含む。）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。 １　費用の計上方法 共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。また、当該費用は間接費を含む額とし、現場管理費や一般管理費等の対象額に含めないこととする。そのほか、下記の費用に関しては、間接工事費に含まれることから別途計上の対象とならない。 ・３次元起工測量 基準点等の設置（従来の起工測量に含まれるもの） ・３次元設計データ作成 設計図書の照査に関する作業 その他協議図面作成に関する作業 完成図書作成に関する作業 ２　見積書の提出 受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。 ３　費用を計上しない場合 以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。 ・受注者から見積書の提出がない場合 ・前工事又は設計段階で作成された３次元設計データを活用する場合 ・発発注者が貸与した３次元設計データを活用する場合	第３　３次元起工測量及び３次元設計データの作成にかかる経費 ３次元起工測量及び３次元設計データの作成経費を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、見積り等を活用し必要額を適正に積み上げるものとする。また、当該費用は間接費を含む額とし、現場管理費や一般管理費等の対象額に含めないこととする。そのほか、下記の費用に関しては、間接工事費に含まれることから別途計上の対象とならない。 ・３次元起工測量 基準点等の設置（従来の起工測量に含まれるもの） ・３次元設計データ作成 設計図書の照査に関する作業 その他協議図面作成に関する作業 完成図書作成に関する作業 費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。 また、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元設計データを活用した場合は、費用計上しないものとする。 なお、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

	改　正　後	改　正　後
正	第３　３次元起工測量及び３次元設計データの作成にかかる経費 　３次元起工測量及び３次元設計データの作成費用については、当初設計には計上しないものとする。 　ただし、工事の実施に当たり、３次元起工測量及び３次元設計データの作成（修正を含む。）が必要となる場合は、以下のとおり計上する。 １　費用の計上方法 　共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。また、当該費用は間接費を含む額とし、現場管理費や一般管理費等の対象額に含めないこととする。そのほか、下記の費用に関しては、間接工事費に含まれることから別途計上の対象とならない。 ・３次元起工測量 基準点等の設置（従来の起工測量に含まれるもの） ・３次元設計データ作成 設計図書の照査に関する作業 その他協議図面作成に関する作業 完成図書作成に関する作業 ２　見積書の提出 　受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。 ３　費用を計上しない場合 以下のいずれかに該当する場合は、当該費用を計上しない。 ・受注者から見積書の提出がない場合 ・前工事又は設計段階で作成された３次元設計データを活用する場合 ・発注者が貸与した３次元設計データを活用する場合	第３　３次元起工測量及び３次元設計データの作成にかかる経費 　３次元起工測量及び３次元設計データの作成経費を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、見積り等を活用し必要額を適正に積み上げるものとする。また、当該費用は間接費を含む額とし、現場管理費や一般管理費等の対象額に含めないこととする。そのほか、下記の費用に関しては、間接工事費に含まれることから別途計上の対象とならない。 ・３次元起工測量 基準点等の設置（従来の起工測量に含まれるもの） ・３次元設計データ作成 設計図書の照査に関する作業 その他協議図面作成に関する作業 完成図書作成に関する作業 　費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。 　また、前工事及び設計段階での３次元設計データを活用した場合、発注者が貸与する３次元設計データを活用した場合は、費用計上しないものとする。 　なお、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。